

# 会議録

平成30年度第2回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成30年5月24日（木）開会：午後3時36分 閉会：午後5時25分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠築
欠席委員名	
説 明 員	児童家庭課幼稚園係長 狩俣 智紀 生涯学習振興課補佐兼文化財係長 砂辺 和正 生涯学習振興課文化財係 久貝 春陽 学校規模適正化対策班長 上地 誠賢
事務局員	教育部長 下地 信男 生涯学習部長 下地 明 教育総務課長 下地 美明 教育総務課総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について  会議録の承認について（平成30年度第1回定例会）	承 認
報告	教育長報告	一
議案第6号	宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第7号	宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進	可 決

	嘱託員設置規程の一部改正について	
議案第8号	宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について	承認
議案第9号	宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について	修正可決
その他		

備考	
----	--

## 会議録

教育長	これより、平成30年度第2回定例教育委員会を開催します。本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、野原敏之委員を指名します。よろしくお願ひ致します。
教育長	次に、日程第2、会議録の承認となっております。 平成30年度第1回定例会の会議録です。しばらく時間をおきますので、確認して会議録について質疑がありましたら、発言をお願いします。
	(質疑なし)
教育長	平成30年度第1回定例会会議録については承認といたします。 続きまして日程第3 教育長報告となっております。事務局より報告をお願いします。
教育総務課長	※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。
教育長	教育長報告について、詳細に聞きたいことなどがありましたらお願いします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ J T A 旗先島地区学童野球交流会について</li><li>・ 方言サミット宮古島大会について</li><li>・ 伊良部地区統合協議会について</li></ul>
教育長	次に、日程第4 議案第6号 宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いします。
児童家庭課幼稚園係長	議案第6号 宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、提案理由、資料1新旧対照表と併せて説明。
教育長	議案第6号について質疑のある方はお願いします。

教育長	今回、金額も変わっているが。
児童家庭課幼稚園係長	対象になる幼稚園が宮古島市では1園のみで、そこの年間の保育料・入園料に合わせた補助限度額になっています。
教育長	わかりました。では、議案第6号 宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第6号については可決と致します。 次に、日程第5 議案第7号 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正について説明をお願いします。
生涯学習振興課補佐兼文化財係長	議案第7号 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正について、提案理由、資料1新旧対照表と併せて説明。
教育長	議案第7号について質疑のある方はお願いします。
池間委員	教育委員会という組織名で任命するんですか。
野原委員	県の委嘱状なども教育委員会でやっている。
教育長	人事に関するることは、教育長では出来ないという事になっている。
池間委員	その人を認める、任命するというのは委員会ですけれども、委嘱行為も組織名で出来るのか。
生涯学習振興課補佐兼文化財係長	法令上では、教育長に委任することが出来ない事項として、教育委員会及び教育員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することと規定されています。

池間委員	市長部局では、議会の承認を得て市長が任命している。
生涯学習部長	農業委員会の委員は、議会の承認を得て市長が任命しました。
池間委員	教育委員会の承認を得て、教育長が委嘱する、と言う形がわかりやすいと思うが、法令上問題はあるか。
生涯学習振興 課補佐兼文化 財係長	今の話を含めると、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則に入れ込む必要があると思います。
教育部長	法律上は、人事に関することは教育庁に委任できないとなって いるので、教育委員会名でやらないとおかしくなります。
教育長	改正前の法律の解釈で、委嘱を事務処理と捉えていた可能性もある。訓令なので、もう少し研究してみてください。 では、議案第7号 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正について、可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第7号については可決と致します。 次に、日程第6 議案第8号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について説明をお願いします。
生涯学習振興 課補佐兼文化 財係長	議案第8号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について、資料4 宮古島市史編さん委員会委員関係資料と併せて説明。
教育長	定数は何名ですか。
生涯学習振興 課補佐兼文化 財係長	規則では「20人以内の委員をもって組織する。」としています。これまで19名だったんですが、今回は一人体調不良と言うことで辞退しておりますので、18名の提案です。
文化財係久貝	市史編さん事業を継続で進めており、現在、自然編と祭祀編の

	編集、執筆作業を各々割り当てて行っていますので、再任とすることで提案しております。
生涯学習部長	出来れば、一人ずつ議案として提案した方が良いと思います。
教育長	では、一人一人の提案と説明をお願いします。
生涯学習振興課補佐兼文化財係長	18名の委員について、一人ずつ提案、説明。
教育長	以上、18名の委員について承認いただきました。 議案第8号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱については、承認と致します。 次に、日程第7 議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について、説明をお願いします。
学校規模適正化対策班長	議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について、読みあげて説明。
教育長	説明は以上ですね。別表の城辺統合中学校の欄に西城も入っているが。
学校規模適正化対策班長	西城を入れたのは、西城も広範囲になりますので。
教育長	学校統合により遠距離通学する児童又は生徒の通学のため、と言う前提なので、西城ももちろん統合するが、統合によって通学距離が変わるものではない。
教育長	趣旨からすると西城は入らないですよね。
中尾委員	佐良浜学区も対象外なので、外してスタートした方がいいんじゃないですか。
教育総務課長	実態として、通学距離が遠い生徒がいるのであれば外すべきではないのでは。
教育部長	

学校規模適正化対策班長	運行対象学校等は、第9条第2項で教育委員会が必要と認める場合は、運行することが出来るという規定も入れてあります。
教育長	流れとして、学校規模適正化を図る中で通学に不便を来す生徒に対してはスクールバスを出します、と言う流れですよね。西城では適正化によって不便が生じたかというとそうではない。統合によって不便が生じる生徒に対してスクールバスを出しますという形でスタートする訳だけど、規模適正化というのは新しく学校を作ると言うことで校区を設定したときに4キロもしくは6キロ以上は対象にしましょうとするのか、と言う事を整理する必要があります。
教育総務課長	それと、今記載されているのは学区で、行政区を記載するのであれば24行政区ありますので。
教育長	今の指摘された部分については、統合協議会の中でも議論してください。 では、議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について、修正可決としてよろしいですか。
	(異議なし)
	議案第9号は可決と致します。 以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。これで第2回定例会を閉会とします。お疲れ様でした。
	教育長   会議録署名委員  